

広島市南区選挙管理委員会告示第24号
令和7年10月23日

令和7年11月9日執行の広島県知事選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中 田 憲 悟

1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
似 島	似島集会所	午前6時	午後6時

2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
金 輪	金輪島集会所	午後6時